

議員提出議案第4号、「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書」には反対であります。

永住外国人への地方参政権付与の問題は、1995年の最高裁判決を契機に、国政上の課題となりました。最高裁は、措置を講ずることは憲法上禁止されているものではなく、国の立法政策の問題であるとの判断を示しました。

国会では98年秋、民主・公明共同案と日本共産党案が出されて以来、何度も法案が出され、質疑が行われてきましたが、成案には至っていません。

日本共産党は、地方政治は、すべての住民の要求にこたえるために、住民自身の参加によってすすめるという観点から、永住外国人にも地方参政権を付与すべきだと考えます。

ヨーロッパでは、すべての定住外国人が特定の外国人かに違いはあるものの、ほとんどの国が地方参政権を認めています。

日本共産党は、地方自治体の運営は、本来、すべての住民の参加によってすすめるのが憲法の保障する地方自治の根本精神であり、永住外国人を地方自治の担い手としてむかえ、日本国民と等しく参加する政治を実現することは、わが国の民主主義の成熟と発展につながると考えています。永住外国人に地方参政権を保障する立法の実現こそ、民主政治の根本であり、その実現に否定的な意見書には反対であります。

議員提出議案第5号「夫婦別姓制度の導入に反対する意見書」には反対であります。

日本共産党は民法を改正し(1)結婚する際、夫・妻どちらの姓にするか、別姓にするか、自由に選べる(2)既婚者もいつでも別姓にできる(3)子どもは出生時に父母いずれかの姓とし、自分で判断できる段階にみずからで姓を決める(4)手続きを簡素化することを求めています。

法制審議会答申以降14年間、選択的夫婦別姓がたなざらしにされてきたことで、「事実婚では生命保険の受取人や税金の配偶者控除から除外される」「通称別姓や事実婚の場合は証明がそのつと求められる」などのさまざまな不利益が蓄積されています。希望する人だれもが選択できる法改正こそ、今求められているのであります。これに反する意見書の提出などすべきではありません。